

# セーフティネット保証4号にかかる特定中小企業者の認定のご案内

## <令和6年能登半島地震>

### 1 認定の対象となる方

名古屋市内に本店又は事業所があり、次の要件に該当する方

- ①経済産業大臣が指定した地域（以下「指定地域」※）において、1年以上継続して事業を営んでいること。
- ②令和6年1月1日からの能登半島地震による災害の発生に起因して、その事業にかかる当該災害等の影響を受けた後、1か月間の売上が前年同期に比べて20%以上減少しており、かつその後2か月を含む3か月間の売上が前年同期に比べて20%以上減少することが見込まれること。

※現在、災害救助法が適用された新潟県、富山県、石川県及び福井県の47市町村が指定されています。なお、最新の指定地域は中小企業庁ホームページからご確認ください。

[https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu\\_net\\_4gou.html](https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_4gou.html)

### 2 認定申請の流れ

※「新型コロナウイルス感染症関連に関する4号認定」とは認定申請書の様式や必要書類などが異なりますので、できる限り事前に中小企業振興課までお電話でご相談下さい。

- ① 必要書類を持参して、中小企業振興会館6階（中小企業振興課）へお越し下さい。

【受付時間】午前9時～11時、午後1時から4時（ただし、土日祝日、12月29日から1月3日を除く）

- ② 認定要件、必要書類を確認し、書類一式を提出していただきます。
- ③ 交付予定日を記入した引換証をお渡ししますので、後日、改めてお越しいただきます。

### 3 必要書類 ※申請に必要な「認定申請書」「月別売上高表」は市ホームページ掲載の所定の様式をご利用下さい。

提出書類	備考
<input type="checkbox"/> 災害発生に起因して売上が減少していることが確認できる資料の写し	例) 売上元帳、品目別・得意先別の仕入元帳など
<input type="checkbox"/> 災害の影響を受けた後、最近1か月及びその後2か月の売上高及び見込額が月ごとにわかる書類並びにこれら3か月に対応する前年同期3か月の月ごとの売上高が確認できる書類	・本市所定の「月別売上高表」
<input type="checkbox"/> 指定地域内における事業開始年月日が確認できる資料の写し	例) 履歴事項全部証明書(支店登記がある場合)、賃貸借契約書、営業許可証、会社パンフレット、ホームページなど
<input type="checkbox"/> 名古屋市内での事業実態が確認できる書類 ※右記で実態が確認できない場合は、営業許可証や、建物の賃貸借契約書の写しなど、実態が確認できる資料を2種類以上（個人は1種類で可）ご持参下さい。	法人 <input type="checkbox"/> 「履歴事項全部証明書」の写し ・3か月以内に法務局で取得したものの原本またはコピー
	個人 <input type="checkbox"/> 直近1期分の「確定申告書の控」の写し ・表紙以外にも、収支計算書や青色申告決算書が必要 ※個人の方で、自宅住所と主たる事業所の所在地が異なる場合は「認定申請書」「月別売上高表」の住所記入欄に、両方の所在地を記入して下さい。

※上記書類を窓口でご提出いただく際に、本人確認書類のご提示をお願いさせていただきます。

（運転免許証、マイナンバーカード等の顔写真付き公的書類(従業員等の場合は社員証等)）

\*必要に応じて、上記以外の書類等の提出をお願いすることがあります。

\*認定の取得は、一切の融資・保証を約束するものではありません。また、認定後、申請内容と異なる事実が判明した場合には、認定書が無効になる場合があります。

### 4 お問い合わせ先

名古屋市経済局産業労働部中小企業振興課

〒464-0856 千種区吹上二丁目6-3 中小企業振興会館6階 (TEL: 735-2100)

(令和6年4月1日現在)